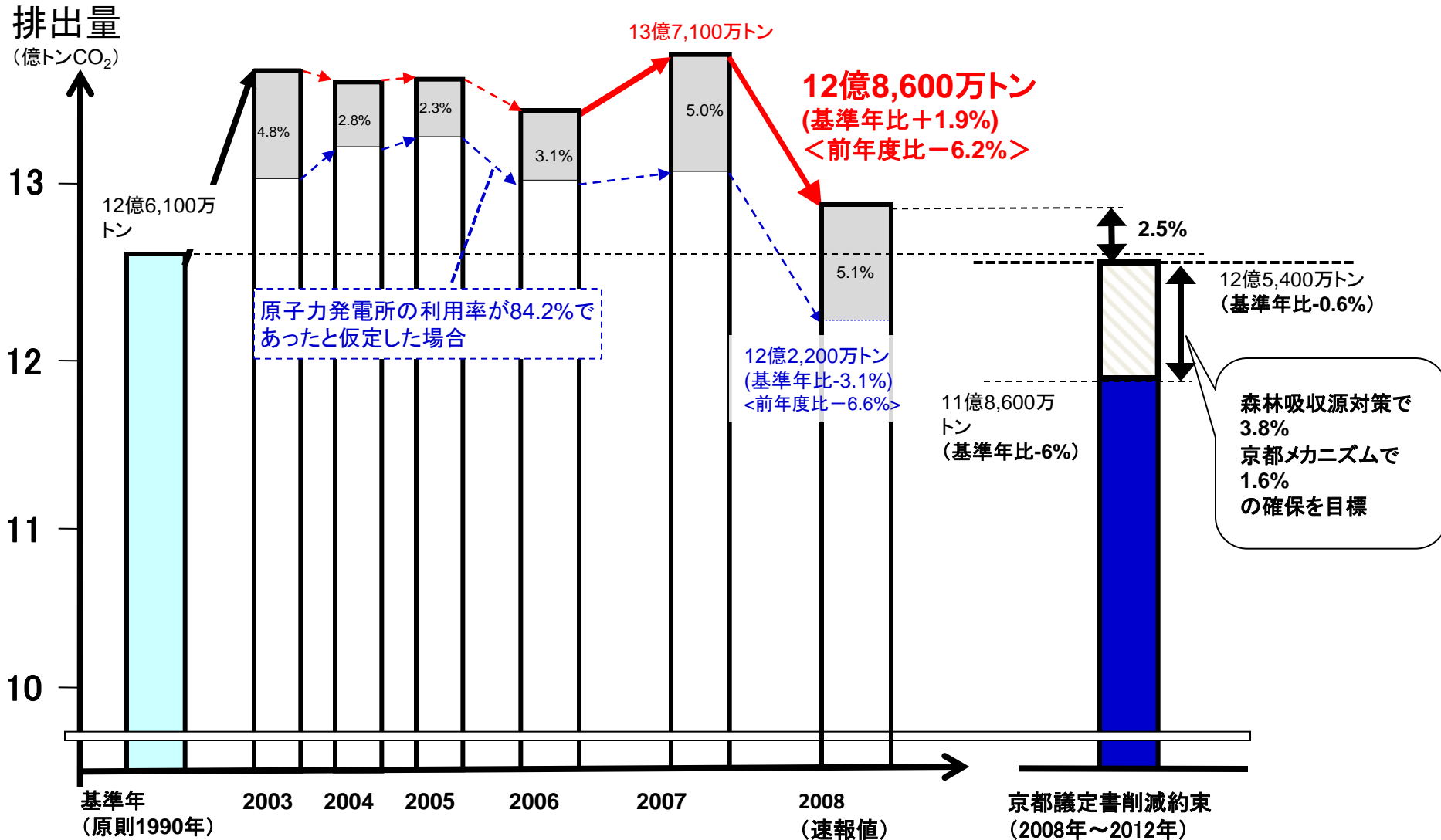


地球温暖化対策について

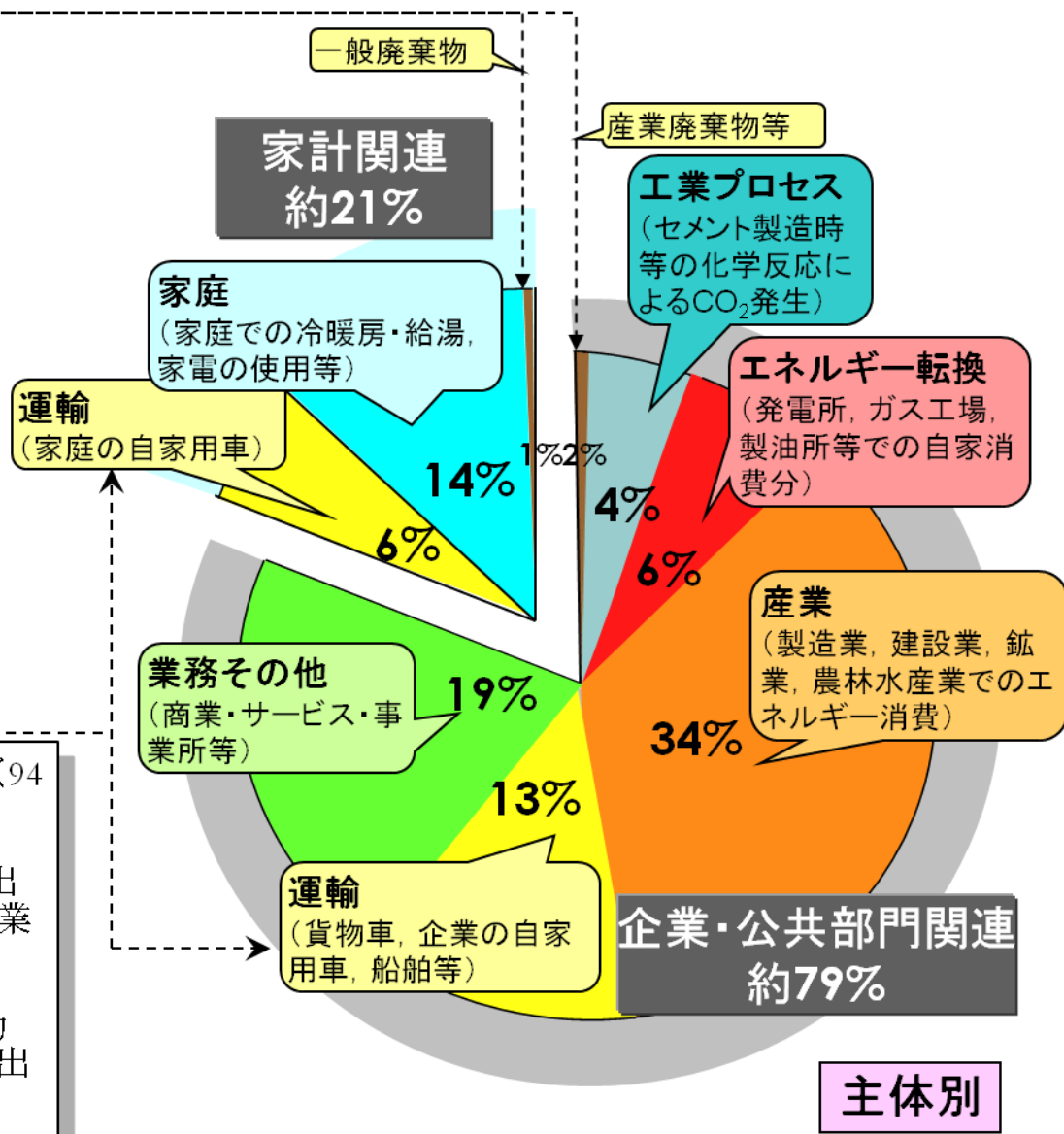
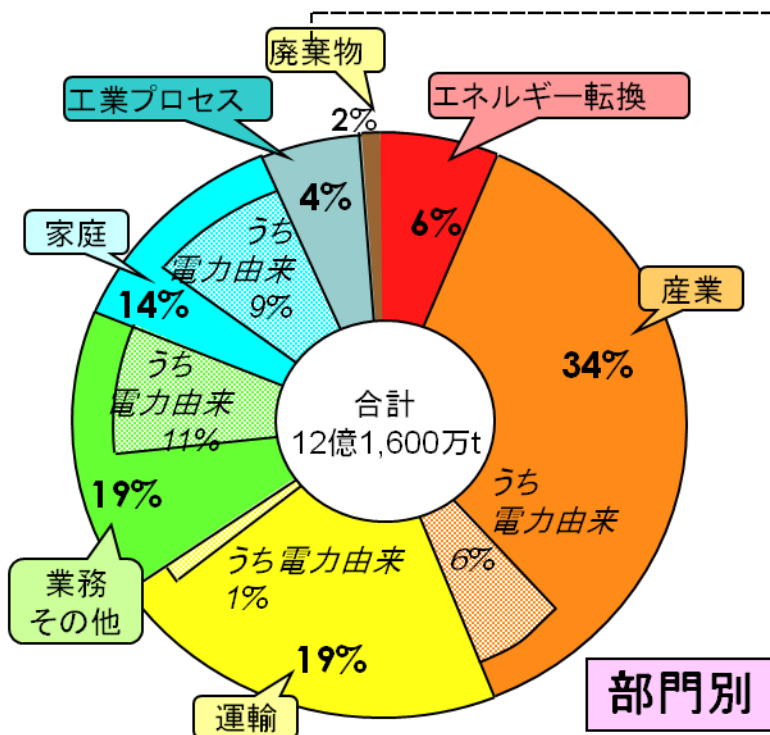
環境省
平成22年2月

温室効果ガス総排出量の推移・京都議定書削減約束との関係

2008年度における我が国の排出量は、基準年比 +1.9%、前年度比 -6.2%。
 (原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、基準年比-3.1%)



二酸化炭素排出量の内訳(2008年度)



- CO₂排出量のうち、工業プロセス、廃棄物を除く94%がエネルギーの消費に伴うものである。
- 自家用車、一般廃棄物を含め、家庭からの排出はCO₂排出量のうち約2割であり、残る8割は企業や公共部門からの排出である。
- 「電力由来」とは、自家発電等を含まない、電力会社などから購入する電力や熱に由来する排出を指す。

地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

京都議定書目標達成計画

- ・地球温暖化対策推進の基本的方向、各主体の講ずべき対策等について定める京都議定書目標達成計画を策定

地球温暖化対策推進本部

国・都道府県・市町村の実行計画

- ・国・自治体が、率先して削減努力を行う計画を策定
- ・きめ細かい取組を推進 ・他の地域計画との連携

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- ・一定規模以上の事業所について温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国がデータを集計・公表
- ・事業者、フランチャイズチェーン単位での報告
- ・CDMクレジット等の活用促進に配慮

京都メカニズムの取引制度(登録簿)

- ・京都メカニズムクレジットの取引ルール、取引の保護
- ・植林CDMの活用のための手続

(全国・都道府県)地球温暖化防止活動推進センター 地球温暖化防止活動推進員

- ・一定の市による推進センター設置

エネルギー供給や事業に伴うCO2排出量の見える化

温室効果ガスの排出量がより少ない日常生活用品等の普及の促進

投資等を行う事業者、国民等への事業者による情報提供、ライフスタイルの改善の促進

排出抑制等指針の策定

事業活動に伴う排出抑制

- ・高効率設備の導入
- ・冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化 等

日常生活における排出抑制

- ・製品等に関するCO2見える化推進
- ・3Rの促進 等

等

改定京都議定書目標達成計画 (平成20年3月全部改定)

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安(注)	
	百万t-CO ₂	基準年 総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076～1,089	<u>+1.3%～+2.3%</u>
産業部門	424～428	-4.6%～-4.3%
業務その他部門	208～210	+3.4%～+3.6%
家庭部門	138～141	+0.9%～+1.1%
運輸部門	240～243	+1.8%～+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	132	<u>-1.5%</u>
代替フロン等3ガス	31	<u>-1.6%</u>
温室効果ガス排出量	1,239～1,252	<u>-1.8%～-0.8%</u>

(注) 排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策(約3.8%)、京都メカニズム(1.6%)を含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

改定京都議定書目標達成計画の骨子

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- トップランナー機器等の対策
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底
- 自動車の燃費の改善
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- 新エネルギー対策の推進

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検。さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化

平成22年度京都議定書目標達成計画関係予算

平成22年度京都議定書目標達成計画関係予算案の額は、「京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」が5,029億円、「温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの」が3,405億円、「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」が2,167億円、「基盤的施策など」が683億円となっています。

◆関係府省全体の平成22年度の同計画関係予算案の額は、次のとおりです。

	22年度予算案
A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
D. 基盤的施策など	683億円

※内数として、京都議定書目標達成計画関係予算に該当する額が特定できないものは計上されていません。

(注)4つの分類の考え方

1. 「京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」には、目標達成計画の別表にある対策や京都メカニズム活用の推進のために行う、対策実施への補助・支援、対策普及のための情報提供、実用化のための実証実験などが該当する。
2. 「温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの」には、主に京都議定書の第1約束期間の後に効果を発揮する対策・施策が該当する。具体的には、対策技術の開発、人材育成等が多く該当している。
3. 「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」には、対策・施策の主たる目的・効果が地球温暖化対策でないものが該当する。具体的には、治山事業等による森林の保全、廃棄物焼却等に伴う排出の削減、公共交通機関の整備などが該当する。
4. 「基盤的施策など」には、我が国の温室効果ガスの排出削減等の効果を持たないものが該当する。具体的には、対策・施策の全般的な評価・見直し、排出量・吸収量の算定、気候変動の研究・監視観測、国際的な連携の確保などが該当している。

平成22年度京都議定書目標達成計画関係予算の主な事項

平成22年度予算(案)における主な事業

(単位:億円)

低炭素型の都市・地域構造

- 低炭素地域づくり面的対策推進事業(環) 7
- 地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業(経) 5 等

産業部門(製造事業者等)の取組

- エネルギー使用合理化事業者支援補助金(経) 270
- 未来を切り拓く6次産業創出事業のうち農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業(農) 68 等

業務その他部門・家庭部門の取組

- 環境・リフォーム推進事業(国) 330
- 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(経) 77 等

運輸部門の取組

- クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(経) 137
- 低公害車普及促進等対策費補助(国) 10 等

対策技術の開発等

- 高速増殖炉サイクルの推進(文) 451
- 新エネルギー技術研究開発(経) 136 等

対策技術の中長期的な普及、人材育成等

- 電源開発促進関連事業(文) 317
- 省エネルギー設備等導入促進リース事業支援(経) 80 等

エネルギー転換部門の取組

- 電源立地地域対策交付金(経) 1,097
- 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(経) 401 等

エネルギー起源二酸化炭素以外の排出削減対策・施策

- 代替フロン等排出削減施設等導入促進事業(経) 10
- ノンフロン型省エネ冷凍空調システム開発(経) 8 等

森林吸収源対策(森林の整備を行うもの)

- 森林環境保全整備事業(内+農+国) 863
- 水源林造成事業(農) 244 等

横断的施策等

- 国内排出量取引制度導入準備関係経費(環) 22
- セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業(経) 19 等

京都メカニズムのクレジット取得関連事業

- 京都メカニズムクレジット取得事業(環+経) 428
- 京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(環) 15 等

※内数として、京都議定書目標達成計画関係予算に該当する額が特定できないものは計上されていない。

平成21年度第2次補正予算における主な事業

- 家電エコポイント制度の改善 2,321
- エコカー補助の延長等 2,608
- 住宅版エコポイント制度の創設等 1,000 等